

令和 8 年 8 月 1 9 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和 8 年（行コ）第 1 0 4 号 不当労働行為救済命令取消請求控訴事件（原審・東京地方裁判所令和 7 年（行ウ）第 3 6 0 号）

口頭弁論の終結の日 令和 8 年 6 月 1 0 日

判決

控訴人	X 会社
被控訴人	国
処分行政庁	中央労働委員会
被控訴人補助参加人	Z 組合

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、補助参加によって生じた費用を含め、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 中央労働委員会が中労委令和 6 年（不再）第 2 5 号事件について令和 7 年 6 月 1 8 日付けでした命令を取り消す。

第 2 事案の概要

1 事案の要旨

生コンクリート（以下「生コン」という。）の製造及び販売を主たる事業とする株式会社である控訴人は、生コン産業等の労働者で組織された労働組合である被控訴人補助参加人（以下「参加人」という。）から団体交渉の申入れを受けたがこれに応じなかったところ、大阪府労働委員会（以下「府労委」という。）から上記の対応は労働組合法 7 条 2 号の不当労働行為に当たるとして団体交渉に応ずべきことなどを命ぜられ、中央労働委員会（以下「中労委」という。）に対する再審査申立てを棄却する旨の命令（以下「本件命令」という。）を受けた。

本件は、控訴人が、参加人からの団体交渉の申入れに応じなかった上記対応には正当な理由があるから、本件命令は違法であると主張し、その取消しを求めた事案である。

原審が、控訴人は正当な理由なく団体交渉を拒否したもので、その対応は不当労働行為に当たると判断し、控訴人の請求を棄却したところ、これを不服として控訴人が控訴した。

2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張

前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記3のとおり控訴人の当審における補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 控訴人の当審における補充主張

大阪府及び兵庫県の生コン工場の大半がC協（C協同組合）に加入し、その主催する共同販売事業に参加しており、控訴人も、仕事のほぼ全てをC協に依存しているところ、控訴人は、C協から除名されれば、仕事がほぼなくなって事業の維持、存続が危うくなり、除名されなくても、仕事の割当、資金調達、紛争対応等でC協の支援を受けられなくなるおそれがある。一方、参加人とC協は対立関係にあり、控訴人は長期にわたって参加人と協調関係にあったことから、控訴人としては、C協の不信感を増幅することのないよう、参加人との団体交渉に入るタイミングを慎重に見定める必要があった。したがって、控訴人が直ちに団体交渉の申入れに応じなかったことには正当な理由がある。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、後記2のとおり控訴人の当審における補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人の当審における補充主張について

控訴人は、前記第2の3のとおり、控訴人が直ちに団体交渉の申入れに応じ

なかったことには正当な理由がある旨主張する。

しかしながら、原判決説示のとおり、控訴人がC協から除名されれば、仕事がほぼなくなって事業の維持、存続が危うくなる状況について、これを認めるに足りる証拠はないし、仮に控訴人がC協から除名されなくても、仕事の割当、資金調達、紛争対応等でC協の支援を受けられなくなるおそれがあることについても、これを認めるに足りる証拠はなく、これらは控訴人の抽象的な懸念を述べたものにすぎないというべきである。控訴人は、本件組合員2名に対する本件自宅待機命令についてはC協からの働き掛けではなく、控訴人独自の判断で行ったことを認めているところ、本件組合員2名についての参加人からの団体交渉の申入れに対して何ら具体的な説明をせず、交渉に入ることすら応じないという対応は、控訴人が上記の抽象的な懸念から反応したものといえ、労使関係の将来に向けた正常化を図ろうという不当労働行為制度の趣旨に反するものであり、その対応に正当な理由があるとは認められない。なお、本件自宅待機命令等の不法行為を理由とする損害賠償請求訴訟（別件訴訟）の第1審判決が確定した後に、控訴人と参加人との間の団体交渉が開始されたことが認められるが（弁論の全趣旨）、それまで控訴人が3年以上にわたり団体交渉に応じなかったことは、労働者への配慮を欠くもので、上記の制度趣旨とは相容れないといわざるを得ない。

以上のことから、控訴人の前記第2の3の主張は採用することができない。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由がないからこれを棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第23民事部